



=対象(特記ない場合、区内在住・在勤・在学者) =日時・日程 =会場 =当日直接会場へ =講師
=費用(特記ない場合、無料) =ほかの情報 =申込方法(特記ない場合、発行日時時点で申込可)
=問合せ先 =区のホームページ(右記二次元コード)から申込可(☎はスマートフォン不可)
=区のホームページ検索バーへの番号入力力でページを表示



区役所 〒154-8504 世田谷4-21-27
<https://www.city.setagaya.lg.jp/>
 せたがやコール
 ☎03-5432-3333 ☎03-5432-3100



新型コロナウイルスワクチン接種に関するお知らせ

5月24日時点の情報で作成しています。
この記事の内容について、詳しくは区のホームページ
またはワクチンコールでご確認ください。

区内の医療機関及び集団接種会場で接種を実施しています ※区の集団接種会場ではモデルナ社製のワクチンを使用しています。

接種券の送付スケジュール

- 6回目用/6月12日(月) ●5回目用/6月14日(水) ●4回目用/6月15日(木) ●3回目用/6月16日(金)
- 乳幼児(生後6か月～4歳)への1・2・3回目用(5年1月2日～2月1日生まれ)/6月19日(月)
- ④今回のワクチン接種(5年春開始接種)は対象者が限られます。対象ではない方は、今回お届けする接種券を5年秋開始接種(9月～)まで大切に保管してください。
- ④秋開始接種は、1・2回目接種を完了した5歳以上の全ての方が受けられます。春開始接種を受けた方には、秋開始接種前に改めて接種券をお届けします。

障害者専用会場の開設

- 6月9日(金)から予約受付を開始します。
- 対象/障害のある方(12歳以上)
- 使用ワクチン/モデルナ社製オミクロン株対応2価ワクチン
- 日時/6月30日(金)午後3時～5時30分、7月14日(金)午後4時～5時30分
- 実施会場/保健医療福祉総合プラザ(うめとびあ内)

世田谷区新型コロナウイルスワクチンコール(ワクチンコール)

☎0120-136-652 全日 午前8時30分～午後5時30分
 (6月1日から、月～金曜の受付時間も午後5時30分までになりました)
 ※聴覚等に障害のある方を対象に、ファクシミリ(☎03-5687-2020)でも受付をしています。

6月1日(木)午前8時30分から区の集団接種会場の7月の予約受付を開始します

最新の情報は、区のホームページをご覧ください。
(インターネットでの予約はこちら)



「車座集会」を開催します(6月・7月上旬実施分)

区長が、各地区にお住まいの皆さんから今後の地区におけるまちづくりについてご意見をいただき、ともに考える「車座集会」を、まちづくりセンターの管轄ごとに開催します。防災や見守り、地域コミュニティ等、地区をどのようにしたらもっと暮らしやすくなるのか、これまでの地区での取組みを振り返りながらご意見を伺い、区の政策・施策の検討に活かします。ぜひ、ご参加ください。担当=地域行政課

④A=午前10時～正午、B=午後2時～4時 ④保育可・手話通訳あり(いずれも要予約)。そのほか配慮を要する方は事前にご相談ください。

開催日	時間	【地区名】会場	対象(地区内在住・在勤・在学の方)	申込締切日
6月24日(土)	A	【上町】上町まちづくりセンター	世田谷1～4丁目、桜1～3丁目、弦巻1～5丁目	6月16日(金)
	B	【若林】若林まちづくりセンター	若林1～5丁目、三軒茶屋2丁目	
6月25日(日)	A	【祖師谷】祖師谷まちづくりセンター	祖師谷1～6丁目、千歳台1～2丁目	
	B	【喜多見】喜多見まちづくりセンター	宇奈根1～3丁目、鎌田1～4丁目、喜多見1～9丁目	
7月2日(日)	A	【上北沢】上北沢区民センター会議室	上北沢1～5丁目、八幡山1～3丁目	6月23日(金)
	B	【烏山】烏山総合支所会議室	給田1～5丁目、南烏山1～6丁目、北烏山1～9丁目	

④各申込締切日までに、電話またはファクシミリ(記入例3面。参加会場も明記)で☎せたがやコールへ(各地区のまちづくりセンターや、区のホームページからも申込可) 先着各地区40人 ※申込締切後でも定員内であれば、ご参加いただけます。詳しくは、各地区のまちづくりセンターにお問い合わせください。

みどり豊かなまちをめざして

①建築行為等に伴う緑化は届出が必要です

区内で、一定規模以上の建築行為等を行う場合、みどりの基本条例や都市緑地法に基づく届出(申請)が必要です。緑化基準や手続きについて詳しくは「みどりの計画書兼みどりの計画確認書 提出の手引き」及び「みどりの計画書兼緑化率適合証明申請書 提出の手引き」(総合支所街づくり課、都市計画課、みどり政策課、区のホームページにあり)をご覧ください。

②緑化施設の巡回確認をしています

区では緑化地域制度を導入しており、一定規模以上の敷地で建築行為を行う場合に、敷地の一定割合を緑化することが法律で義務付けられています。

緑化地域制度が適用された建築物は、基準以上の緑化率を将来にわたって維持し続けなければならないことから、緑化地域制度が適用された建築物に対し、年間を通じて緑化の維持管理状況を巡回確認しています。みどりを守り、さらに増やしていくため、巡回確認の実施にご協力をお願いします。

③緑化に伴う工事費用を助成します

①生垣・植栽帯・シンボルツリー

新たに生垣・植栽帯・シンボルツリーを接道部に造成する場合、一定の条件により緑化工事費用の一部を助成します。

②屋上・壁面緑化

新たに建築物の屋上及び外壁面等に緑化を行う場合、一定の条件により緑化工事費用の一部を助成します。

③事業用等駐車場の緑化

事業用駐車場(建築物の敷地に含まれていないもの)を新たに緑化する場合、一定の条件により緑化工事費用の一部を助成します。

④移植に伴う工事費用を助成します

建物の新築や増改築等により、やむを得ず樹木を移植する場合、その費用の一部を助成します。

対象樹木/幹周り80㎝(地上1.5mの高さで測定)以上または高さ10m以上の樹木

⑤市民緑地契約による私有樹林地の保全を進めています

市民緑地制度では、面積300平方m以上の私有樹林地等を5年以上一般公開することで、樹木の維持管理の支援や、固定資産税の免除、相続税の評価減(20年以上の契約)等税制上の特例を受けることができます(現在、区内に15箇所の市民緑地あり)。詳しくは、お問い合わせください。

共通事項 ④③④いずれも施工前の手続きが必要です。③①② 区HPQR 7924 ③ 区HPQR 22354 ④ 区HPQR 17179
問みどり政策課①～③ ☎6432-7905 ☎6432-7989 ④ ☎6432-7904 ☎6432-7989 ⑤(一財)世田谷トラストまちづくり ☎6379-1620 ☎6379-4233

介護保険のサービスは、皆さんの介護保険料に支えられています

介護保険は、介護が必要となった高齢者とその家族を社会全体で支えるための社会保険制度です。

介護が必要となったときに、介護サービスに係る費用の1割～3割を負担することで、安心してサービスを受けることができます。

介護保険の財源は、半分を国・都・区の公費、残りの半分を40歳以上の方が納める保険料で負担するよう、介護保険法で定められています。

問介護保険課 ☎5432-2298 ☎5432-3059

教科書展示会

内容/令和6年度から区立小学校で使用する教科書の採択にあたり、教科書の見本を展示

④6月2日(金)～29日(木)午前9時～午後5時(水・金曜は午後6時30分まで)

④①教育総合センター(日曜休館) ②砧図書館(第2木曜休館)、尾山台図書館(第3木曜休館)、代田区民センター(第1・3月曜休館)、烏山区民センター(第1・3月曜休館)

問①教育総合センター ☎6453-1500 ☎6453-1534
②教育指導課 ☎5432-2706 ☎5432-3041